

* 「一人親家庭等減額助成」について

日頃より津市ファミリー・サポート・センターの活動にご理解とご協力をいただきまして有難うございます。津市の子育て支援サービスとして一定の要件に対応する会員のうち、申請のあった方については、10月1日よりご案内のとおり減額した料金でファミリーサポートが利用できることになりました。ご希望の方は申請していただきますようお願い致します。

<申請の方法>

●依頼会員の方

次のいずれかの書類の提示により確認させていただきます。登録のない場合は手続き完了後となりますのでご了承下さい。

- ①児童扶養手当受給者証
- ②一人親家庭等医療費助成受給資格者証
- ③戸籍謄本

** 改正後の利用料 (H 21 年 10 月 1 日より)

	定額	2人目から減額	一人親家庭等3割減額
7時～19時	700円	350円	490円
上記以外の時間	800円	400円	560円

●提供会員の方

報告書提出の際に差額を請求していただくことになります。

申請のあった依頼会員の方を担当していただきました時は依頼の際にご連絡します。

振込みでの支払いにさせていただきますので銀行口座の登録をお願いします。

* 請求の方法

- ①依頼会員さんからは3割減額した料金を受け取ります。
- ②報告書をセンターへ提出する際に差額請求書を添付してください。
- ③センターが受け取った翌月25日に登録講座に残額を振り込みお支払いさせていただきます。